

前金	部分払
有	一回

令和3年度営教総補第20号

津市立桃園小学校普通教室棟増築その他工事

工事場所	津市 新家町 地内					
工期	令和4年1月18日まで					
工事概要	<p>増築 普通教室棟 鉄骨造平家建 延面積204㎡ 渡り廊下 鉄骨造平家建 延面積32㎡</p> <p>改修 (建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修)</p> <p>外構 ※上記に係る建築工事等 一式</p>					
部長	参事	営繕課長	調整・建築営繕担当主幹 検算者	建築営繕担当 照査責任者	担当	設計者
			設備担当 検算者	設備担当 照査責任者	担当	設計者

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
建築	1	式		
電気設備	1	式		
機械設備	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		
工事費	1	式		

普通教室棟 新築					
名 称	数 量	単 位	金 額	備 考	
直接仮設	1	式			
土工	1	式			
地業	1	式			
鉄筋	1	式			
コンクリート	1	式			
型枠	1	式			
鉄骨	1	式			
既製コンクリート	1	式			
防水	1	式			
木工	1	式			
屋根及びとい	1	式			
金属	1	式			
左官	1	式			
建具	1	式			
塗装	1	式			
内外装	1	式			
ユニット及びその他	1	式			
計					

普通教室棟 新築					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式		
計					
土工		1	式		
計					
地業	地業	1	式		
地業	既製コンクリート杭	1	式		
計					
鉄筋	躯体	1	式		
計					
コンクリート	躯体	1	式		
計					
型枠	躯体	1	式		
計					
鉄骨	鋼材費	1	式		
鉄骨	製作費	1	式		
計					
既製コンクリート		1	式		
計					
防水	外部	1	式		
防水	内部	1	式		

普通教室棟 新築					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
計					
木工		1	式		
計					
屋根及びとい		1	式		
計					
金属	外部	1	式		
金属	内部	1	式		
計					
左官	外部	1	式		
左官	内部	1	式		
計					
建具	アルミ製建具	1	式		
建具	軽量鋼製建具	1	式		
建具	ハンカートア	1	式		
建具	スチールパーテーション	1	式		
建具	軽量シャッター	1	式		
建具	ガラス	1	式		
計					
塗装	外部	1	式		
塗装	内部	1	式		

普通教室棟 新築		鉄骨		鋼材費		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
鋼材	BCR295 □-300×300×12	0.9	t			
鋼材	BCR295 □-250×250×16	1.9	t			
鋼材	BCR295 □-200×200×12	0.9	t			
鋼材	STKR400 □-100×100×2.3	0.1	t			
鋼材	SN400B H-340×250×9×14	4.9	t			
鋼材	SN400B H-350×175×7×11	2.3	t			
鋼材	SS400 H-350×175×7×11	0.1	t			
鋼材	SS400 H-294×200×8×12	0.9	t			
鋼材	SS400 H-250×125×6×9	0.3	t			
鋼材	SS400 H-244×175×7×11	0.6	t			
鋼材	SS400 H-200×100×5.5×8	0.6	t			
鋼材	SS400 H-150×75×5×7	0.1	t			
鋼材	SS400 [-100×50×5	0.2	t			
鋼材	SSC400 C-100×50×20×2.3	0.4	t			
鋼板	SN490C PL-28	0.1	t			
鋼板	SN490C PL-19	0.2	t			
鋼板	SN490B PL-16	0.1	t			
鋼板	SS400 PL-12	0.5	t			
鋼板	SS400 PL-9	0.7	t			
鋼板	SS400 PL-6	0.3	t			

普通教室棟 新築		鉄骨		製作費		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
工場加工組立費	工作図、溶接共	1	式			
錆止め塗装費	JIS K5674 1種 工場1回、現場1回	1	式			
鉄骨運搬		1	式			
現場組立・建方費		1	式			
高力ボルト締付	S10T	1	式			
中ボルト締付		1	式			
アンカーボルト埋込み	取付手間 B種	1	式			
柱脚固定認定工法	20-12V 3か所 25-16V 4か所 30-12V 2か所	1	式			
	グラウト材、グラウト用型枠、アンカーボルト、 ベースプレート、施工費共					
デッキプレート敷込み	t=1.2 H=50 Z12 材工 運搬費共	1	式			
コンクリート流れ止め	PL-1.6 H150 押出法ポリスチレンフォーム断熱材共	1	式			
柱底均しモルタル	B種	1	式			
柱・梁耐火被覆	1時間耐火t=25 半乾式ロックウール吹付	1	式			
梁貫通補強	100φ 3か所	1	式			
超音波探傷試験	第三者機関	1	式			
計						

普通教室棟 新築		内外装		内部		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
<床>						
複合フローリング張り	ナラ 直張り t=12 耐摩耗 表面単板t=2.0 塗装品	114	m ²			
ビニル床シート	マアール 厚さ2.5 織布積層ビニル床シートFS 一般床 熱溶接工法	18.6	m ²			
ビニル床シート(遮音性)	マアール 厚さ2.0 織布積層ビニル床シートFS 一般床 熱溶接工法	39.8	m ²			
エポキシ樹脂塗床	厚1.2 防滑仕上げ 薄膜流しのべ仕上げ	9.7	m ²			
エポキシ樹脂塗巾木	高さ100 床同材仕上げ 薄膜流しのべ仕上げ 下地巾木 塩化ビニル製 R面木共	12.9	m			
ビニル幅木	高さ100	60.2	m			
<壁>						
壁 せっこうボード張り(GB-R)	厚12.5 不燃 RC、CB直張り 継目処理 - -	6.8	m ²			
壁 せっこうボード張り(GB-R)	厚12.5 不燃 鋼製、木、ボード下地 突付け 下張GB-R 厚9.5共	44.3	m ²			
壁 せっこうボード張り(GB-R)	厚12.5 不燃 鋼製、木、ボード下地 継目処理 下張GB-R 厚9.5共	83.5	m ²			
壁 強化せっこうボード張り(GB-F)(片面)	厚12.5 不燃 四周処理共 鋼製、木、ボード下地 突付け 下張GB-F 厚12.5共	150	m ²			
壁 シーツング せっこうボード張り(GB-S)	厚12.5 不燃 鋼製、木、ボード下地 突付け - -	5.4	m ²			
継目処理	強化せっこうボード面	32.7	m ²			
壁 化粧ケイカル板	厚6 不燃 鋼製、木、ボード下地 突付け 下張GB-S 厚12.5共	16.3	m ²			
壁 マシン不燃化粧板張り	厚3 不燃 鋼製、木、ボード下地 目地シーリング 下張GB-S 厚12.5共	10.8	m ²			
下端見切	アルミ製	12.7	m			
壁 見切り	アルミ製	7.9	m			
壁 掲示クロス	準不燃 下地処理共	56.9	m ²			
壁 断熱材吹付け	硬質ウレタンフォーム t=25 A種1 ノンフロン	80.4	m ²			

普通教室棟 新築		ユニット及びその他				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
児童用手洗い	SUS 3000×450×600	1	か所			
児童用ロッカー	7070×480×1200 (2000) 掃除用具入れ付き	2	か所			
教師用収納棚	1200×500×1500	2	か所			
暗線入りUDスライダ [®] -曲面黑板	3600×1200	2	か所			
平面暗線入予定黑板	1200×1200	2	か所			
荷物掛けフック	検 100×25 R加工 SUS玉付フック共	7.6	m			
荷物掛けフック (金具のみ)	SUS玉付フック	5.7	m			
消火器	ABC10型粉末消火器 壁付消火器BOX共	2	か所			
室名札	平付型 アクリル(白)シルク印刷 250x80 SUS枠	2	か所			
室名札	突出型 アクリル(白)シルク印刷 250x80 SUS枠	2	か所			
コーナーガード [®]	L-65×65 H1000 軟質塩化ビニル製	2	か所			
室内物干竿	L=1800 パース・竿 アルミ押出形材	1	か所			
カーテンレール	ステンレス製 手引き 引分け(ダブル) 重量用(10-90)	13	m			
計						

渡り廊下 新築						
名	称	数	量	単位	金額	備考
直接仮設		1		式		
土工		1		式		
地業		1		式		
鉄筋		1		式		
コンクリート		1		式		
型枠		1		式		
鉄骨		1		式		
既製コンクリート		1		式		
防水		1		式		
屋根及びとい		1		式		
金属		1		式		
左官		1		式		
建具		1		式		
塗装		1		式		
内外装		1		式		
エント及びその他		1		式		
	計					

渡り廊下 新築					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式		
計					
土工		1	式		
計					
地業	地業	1	式		
計					
鉄筋	躯体	1	式		
計					
コンクリート	躯体	1	式		
計					
型枠	躯体	1	式		
計					
鉄骨	鋼材費	1	式		
鉄骨	製作費	1	式		
計					
既製コンクリート	外部	1	式		
計					
防水	外部	1	式		
計					
屋根及びとい		1	式		

渡り廊下 新築					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
計					
金属	外部	1	式		
金属	内部	1	式		
計					
左官	外部	1	式		
左官	内部	1	式		
計					
建具	アルミ製建具	1	式		
建具	ガラス	1	式		
計					
塗装	内部	1	式		
計					
内外装	内部	1	式		
計					
ネット及びその他		1	式		
計					

渡り廊下 新築		鉄骨		鋼材費		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
鋼材	STKR400 □-100×100×6	0.7	t			
鋼材	STKR400 □-100×100×2.3	0.5	t			
鋼材	SS400 H-200×100×5.5×8	0.9	t			
鋼材	SSC400 C-100×50×20×2.3	1	t			
鋼板	SN490C PL-22	0.2	t			
鋼板	SN490C PL-12	0.1	t			
鋼板	SS400 PL-16	0.8	t			
鋼板	SS400 PL-9	0.1	t			
鋼板	SS400 PL-6	0.1	t			
鋼板	SS400 PL-4.5	0.2	t			
ブレース	M16 ターンバックル共	1	式			
高力ボルト	S10T M16 L=45	1	式			
高力ボルト	S10T M16 L=65	1	式			
中ボルト	M12 L=30	1	式			
アンカーボルト	ABR400 M16 L=320 タブレット締	1	式			
スクラップ 控除		1	式			
計						

渡り廊下 新築		屋根及びとい				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
折板葺き	カラーガルバリウム鋼板 t=0.6(山高85) 重ね葺き 裏貼:ガラス繊維シート t=5	37.7	m ²			
タイトフレーム	メッキ Susボルト付t=2.3	37.7	m ²			
軒先見切面戸	カラーガルバリウム鋼板 t=0.6	13.2	m			
軒先水切り	カラーガルバリウム鋼板 t=0.6	13.2	m			
水上取合水切り	カラーガルバリウム鋼板 t=0.6	2.1	m			
水上片棟包み	カラーガルバリウム鋼板 t=0.6	11.1	m			
止面戸	カラーガルバリウム鋼板 山高85用 シーリング共	13.2	m			
エプロン	カラーガルバリウム鋼板 t=0.6	13.2	m			
妻側包み	カラーガルバリウム鋼板 t=0.6	5.9	m			
EXP. J取合水切り	カラーガルバリウム鋼板 t=0.6	2.5	m			
縦樋	硬質ポリ塩化ビニル管75φ(カラー) 挿み金物 ステンレス製 @900	10.1	m			
軒樋	塩ビ製 W=120 前高(カラー)	13.5	m			
計						

管理普通教室棟 改修					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式		
計					
建具改修	撤去	1	式		
計					
内外装改修	撤去	1	式		
内外装改修	改修	1	式		
計					
塗装改修	改修	1	式		
計					
躯体改修	撤去	1	式		
躯体改修	改修	1	式		
計					
発生材処理		1	式		
計					

管理普通教室棟 改修		内外装改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
(外部)						
水洗い	高圧ホップ 10～15MPa	2	m ²			
壁モルタル塗り	金ごて 外壁 厚25	2.5	m ²			
複層塗材 E	モルタル面 凹凸模様 吹付け 水系フッ つやあり 下塗1回・主材塗2回・ 上塗2回 下地調整(C-1)共	10.3	m ²			
(内部)						
<金属>						
Sus上枠	W=200 t=1.5 L=1916	1	か所			
床見切り	ステンレス製 厚さ1.5 幅40	1.9	m			
軽量鉄骨天井下地	19形(屋内) ふところ1.5m未満 下地張りなし ②25 インサート含む	1	m ²			
天井点検口	一般タイプ アルミ製 内外枠共額縁 450角	4	か所			
軽量鉄骨 開口部補強		1	式			
<左官>						
床モルタル塗り	金ごて ビニル系床材下地 厚28	0.6	m ²			
床モルタル塗り	金ごて フローリング下地 厚15	2.2	m ²			
壁モルタル塗り	金ごて 内壁 厚20	9.2	m ²			
無収縮モルタル注入	型枠共	2.6	m			
<内装>						
フローリングブロック	なら 厚さ15 合成樹脂塗り	2.2	m ²			
ビニル床シート(遮音性)	マ-ブル 厚さ2.0 織布積層ビニル床シートFS 一般床 熱溶接工法	0.6	m ²			
ビニル幅木	高さ100	4.1	m			

プレハブ棟 改修		内装改修		改修		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
<木>						
合板下地	ラワン合板t=12+12	7.4	m ²			
<金属>						
床点検口	屋内用 一般型貼物用 アルミ製枠 アルミ目地 鍵無 450角	1	か所			
軽量鉄骨壁下地	90形 下地張りあり @450	3.2	m ²			
軽量鉄骨 開口部補強		1	式			
<内装>						
ビニル床シート	マーブル 厚さ2.0 織布積層ビニル床シートFS 一般床 熱溶接工法	27.3	m ²			
ビニル幅木	高さ75	15.1	m			
壁 グラスウール充填	t=50 24k	3.2	m ²			
壁 せっこうボード 張り(GB-R)	厚 9.5 準不燃 鋼製、木、ボード下地 継目処理 下張GB-R 厚12.5共	8	m ²			
壁 クロス貼り		34.4	m ²			
天井 化粧 せっこうボード 張り(GB-D)	厚 9.5 準不燃 トラバーチ 突付け	18.2	m ²			
天井廻縁	塩化ビニル製	8.1	m			
<ユニット>						
児童用手洗い	SUS 3000×510×600 シル共	2	か所			
室名札	平付型 アクリル(白)シルク印刷 250x80 SUS枠	1	か所			
面台	ガラスボーストフォームt=20 L=6000 クロス貼 シージンク 石膏ボードt=12.5 LGS90下地 H900	1	か所			
計						

外構		構内舗装				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
アスファルト舗装	A-5-15 密粒 再生クランチャー 路床整正共	355	m ²			
砂利敷き	B種 厚60	51.3	m ²			
コンクリート (犬走り)	Fc=21N SL-18 金鍍仕上げ 地業・土工・鉄筋・型枠共	4.2	m ²			
コンクリート (普通教室棟テラス)	Fc=21N SL-18 防水モルタル金鍍仕上げ 地業・土工・鉄筋・型枠共	23.3	m ²			
コンクリート (普通教室棟プラットフォーム)	Fc=21N SL-18 防水モルタル金鍍仕上げ 段鼻タイル共 地業・土工・鉄筋・型枠共	3.9	m ²			
コンクリート (普通教室棟東側出入口)	Fc=21N SL-18 防水モルタル金鍍仕上げ 段鼻タイル共 地業・土工・鉄筋・型枠共	0.4	m ²			
縁石	9-11-5 再生クランチャー	67.7	m			
エラストイト	材工共 厚さ25mm シーリング(PU-2)共	2.1	m			
反射鏡	ステンレス φ600 支柱 φ76.3×3.2×3600 下地メッキ静電粉体塗装	2	か所			
白線引き	W150 トライックペイント(溶融)	1	式			
コーナークート	H=1000 反射板付 ポリウレタン製	2	か所			
駐車場緩衝材	100×100 L=3000 合成ゴム製 エアローイン入り	1	か所			
歩道用横断防止柵	φ60.5×3.2 W=1000	1	か所			
物置、石碑 一時撤去、再取付		1	式			
計						

普通教室棟・渡り廊下 新築					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
電灯設備	電灯幹線	1	式		
電灯設備	電灯分岐	1	式		
電灯設備	コンセント分岐	1	式		
計					
動力設備	動力幹線	1	式		
動力設備	動力分岐	1	式		
計					
構内情報通信網設備		1	式		
計					
情報表示設備	時刻表示	1	式		
計					
拡声設備		1	式		
計					
誘導支援設備	インターホン	1	式		
計					
テレビ共同受信設備		1	式		
計					
火災報知設備	自動火災報知	1	式		
計					

普通教室棟・渡り廊下 新築		電灯設備		電灯分岐		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠べい・埋込配管 16mm	2	m			
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠べい・埋込配管 22mm	11	m			
ボックス類		1	式			
1種金属線び(MM1)	A型(25.4mm)	2	m			
1種金属線び(MM1)付属品	コーナーボックス・スイッチボックス	1	式			
600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル平形(VVF)	1.6mm- 2C ビット・天井	76	m			
600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル平形(VVF)	1.6mm- 3C ビット・天井	128	m			
600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル平形(VVF)	2.0mm- 3C ビット・天井	37	m			
600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル平形(VVF)	1.6mm- 2C FEP内(PF・CD)	2	m			
600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル平形(VVF)	1.6mm- 3C FEP内(PF・CD)	12	m			
600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル平形(VVF)	2.0mm- 3C FEP内(PF・CD)	2	m			
タンブラスイッチ(金属プレート付)	1P 15A ×1 ネム無 PL ×1 -	1	個			
タンブラスイッチ(金属プレート付)	1P 15A ×3 ネム無 PL ×2 -	2	個			
タンブラスイッチ(金属プレート付)	1P 15A ×1 ネム付 3W 15A ×1 ネム付 PL ×1 -	1	個			
タンブラスイッチ(金属プレート付)	3W 15A ×1 ネム無 - -	3	個			
タンブラスイッチ(金属プレート付)	4W 15A ×1 ネム無 - -	1	個			
コンセント(金属プレート付)	連用形2P15A×1 - 125V	4	個			
LED照明器具	A LSS9 -4 -65 LN	19	個			
LED照明器具	B LSS9 -4 -30 LN	5	個			
LED照明器具	C LSR12 -4 -62 LN	4	個			

普通教室棟・渡り廊下 新築		誘導支援設備		インターホン		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
耐衝撃性 硬質ビニル管 (HIVE)	露出配管 28mm	137	m			
合成樹脂製可とう 電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 16mm	7	m			
ボックス類		1	式			
フルボックス	150×150×100 SUS WP	10	個			
1種金属線び (MM1)	A型 (25.4mm)	3	m			
1種金属線び (MM1)	B型 (40.4mm)	4	m			
1種金属線び (MM1) 付属品	コーナーボックス・スイッチボックス	1	式			
AEケーブル	0.9 mm ² 2C ビッド・天井	16	m			
AEケーブル	0.9 mm ² 2C 管内	55	m			
AEケーブル	0.9 mm ² 4C 管内	65	m			
AEケーブル	0.9 mm ² 7C ビッド・天井	117	m			
AEケーブル	0.9 mm ² 7C 管内	17	m			
AEケーブル	0.9 mm ² 7C FEP内 (PF・CD)	1	m			
FCPEV-Sケーブル	0.9 mm ² 5P ビッド・天井	93	m			
FCPEV-Sケーブル	0.9 mm ² 5P FEP内 (PF・CD)	5	m			
インターホン親機	相互式	3	個			
玄関子機		1	個			
インターホン子機		3	個			
壁貫通処理		1	式			
防火区画貫通処理		1	式			

普通教室棟・渡り廊下 新築		火災報知設備		自動火災報知		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 16mm	2	m			
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 22mm	4	m			
ボックス類		1	式			
HPケーブル	1.2 mm ² 4C ビッド・天井	33	m			
HPケーブル	1.2 mm ² 4C FEP内 (PF・CD)	2	m			
HPケーブル	1.2 mm ² 5P ビッド・天井	31	m			
HPケーブル	1.2 mm ² 5P FEP内 (PF・CD)	4	m			
スポット形感知器	差動式 2種 露出	4	個			
光電式煙感知器	2種 非蓄積型 露出	1	個			
発信機	P型1級 露出型	1	個			
表示灯	普通	1	個			
ベル	150φ 露出	1	個			
立会検査費	申請含む	1	式			
計						

外構		排水設備				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	地中配管 50A	5	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	地中配管 65A	10	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	地中配管 100A	75	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	地中配管 125A	12	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VU)	地中配管 150A	3	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VU)	地中配管 200A	166	m			
汚水小口径樹A	200-300-90Y 塩ビ蓋300φ 1200H	1	組			
汚水小口径樹B	200-300-90Y 塩ビ蓋300φ 1490H	1	組			
汚水小口径樹C	100-200-90Y 塩ビ蓋200φ 600H	1	組			
雨水小口径樹1	100-200-90L 塩ビ蓋200φ 300H	1	組			
雨水小口径樹2	100-200-90Y 塩ビ蓋200φ 300H	1	組			
雨水小口径樹3	100-200-90L 塩ビ蓋200φ 300H	1	組			
雨水小口径樹4	100-200-WLS 塩ビ蓋200φ 500H	1	組			
雨水小口径樹5	100-200-45Y 塩ビ蓋200φ 400H	1	組			
雨水小口径樹6	100-200-90L 塩ビ蓋200φ 300H	1	組			
雨水小口径樹7	100-200-90L 塩ビ蓋200φ 330H	1	組			
雨水小口径樹8	100-200-ST 塩ビ蓋200φ 390H	1	組			
雨水小口径樹9	200-300-90L 塩ビ蓋300φ 400H	1	組			
雨水小口径樹10	200-300-90Y 塩ビ蓋300φ 445H	1	組			
雨水小口径樹11	200-300-90Y 塩ビ蓋300φ 490H	1	組			

外構		排水設備				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
雨水小口径柵12	200-300-90Y 塩ビ蓋300φ 535H	1	組			
雨水小口径柵13	200-300-90Y 塩ビ蓋300φ 580H	1	組			
雨水小口径柵14	200-300-90Y 塩ビ蓋300φ 625H	1	組			
雨水小口径柵15	200-300-90Y 塩ビ蓋300φ 670H	1	組			
雨水柵16	RC-3 MHA-600 715H	1	組			
雨水柵17	RC-3 MHA-600 760H	1	組			
雨水柵18	RC-3 MHA-600 790H	1	組			
雨水柵19	RC-3 MHA-600 830H	1	組			
雨水小口径柵20	200-300-90L 铸铁蓋T-8 890H	1	組			
雨水小口径柵21	200-300-90L 铸铁蓋T-8 1010H	1	組			
雨水小口径柵22	200-300-90Y 铸铁蓋T-8 1070H	1	組			
雨水小口径柵23	200-300-90L 铸铁蓋T-8 1100H	1	組			
雨水小口径柵24	200-300-90L 塩ビ蓋300φ 1200H	1	組			
既設配管切断接続		1	式			
掘方埋戻し		1	式			
既設撤去費		1	式			
計						

特記仕様書

【部分下請負通知書に関する事項】

受注者は、工事の一部分について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出すること。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付すること。

【現場の管理に関する事項】

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、氏名、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させること。

なお、作業者についても受注者名が分かるよう配慮すること。

<名札の例>

写 真 2cm×3cm 程度	主任・監理技術者
	氏 名 ○○ ○○
	工事名 ○○○○○工事
	工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
会 社 ○○○○株式会社 印	

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 印は所属会社の社印とする。

【安全対策に関する事項】

工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限に食い止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。

なお、大型車両が出入りするとき、または、工事関係車両の出入りが頻繁になるときは、出入口等に誘導員を配置して事故防止に努めること。

【墜落制止用器具着用に関する事項】

本工事は、墜落制止用器具着用を要件とし、安全対策に努めること。

【前払い金に関する事項】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めるときは、請負代金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

【三重県産業廃棄物税に関する事項】

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。

なお、この期間を越えて請求することはできない。また、設計数量を越えて請求することはできない。

【工事实績情報の登録に関する事項】

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

【火災保険に関する事項】

津市工事請負契約約款第57条に定める火災保険を次の条件により付し、その証書又はこれに代わるものを遅滞なく発注者に提示すること。

- | | | | |
|---|------|----------|-------------|
| 1 | 保険期間 | 開始日 | 工事着手日 |
| | | 終了日 | 工期に15日を加えた日 |
| 2 | 保険金額 | 請負代金額相当額 | |

【法定外の労災保険の付保】

受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（法定外の労災保険）に付さなければならない。また、津市工事請負契約約款第57条第3項の定めにより、その証書又はこれに代わるものを遅滞なく発注者に提示すること。

【現場パトロールに関する事項】

当工事は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において施工状況の確認等の現場パトロールを行うことがある。

【施工体制台帳】

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請負金額に関わらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

【社会保険等未加入対策】

適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

【法定福利費の負担】

法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人及び下請負人は見積時に法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があります。元請負人は標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請負人に働きかけること。また、二次下請以降についても同様に標準見積書の活用を努めること。

【完成報告書】

工事完成報告書の提出部数は3部とする。

【木材の調達目標】

本工事における木材の使用に当たっては、原則として地域産材（注1）を優先し、調達できない場合は県産材（注2）を使用するものとする。

なお、県産材については「三重の木」認証材を優先して使用するものとする。

注1 「地域産材」とは、津市内の森林から産出された木材で製材業者、津地区木材共同組合、津西部木材流通共同組合及び美杉木材共同組合の産地証明のあるものをいう。

また、集成材にあっても、構成する材は「地域産材」を優先使用したものであることとする。

注2 「県産材」とは、三重県内の森林から産出された木材とし、「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の基準に適合することを「三重の木」利用推進協議会により認証された木材製品をいう。

【鋼材及び建築設備等の調達に関する事項】

受注者の責めに帰すことができない社会情勢等による影響を起因とした事情により、最大限の努力をもってしても、鋼材（高力ボルト等の二次製品を含む。）及び建築設備等（新型コロナウイルス感染症の拡大を含む。）の調達に期間を要する場合は、受注者からの申出により工期延長の協議の対象とする。

【設計変更に関する事項】

設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）を参考とする。

（津市HP「仕事・産業－入札・契約－工事・建設コンサルタント関係－調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）

【建設発生土に関する事項】

受注者は、建設発生土を民有地へ処分する場合は土地所有者から「建設発生土受入承諾書」を得たうえで監督員に報告すること。なお、建設発生土を搬出する場合は「建設発生土搬出伝票」を発行し、搬出先、搬出土量等を把握すること。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	<p>本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の義務</p> <p>(1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</p> <p>(2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</p> <p>(3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。</p> <p>(4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。</p> <p>なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。</p> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置</p> <p>入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>3 契約等の解除</p> <p>上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p>
配慮依頼事項	<p>本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。</p> <p>なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。</p> <p>1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。</p> <p>2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。</p> <p>3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。</p> <p>4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。</p>
津市公契約条例	<p>本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の責務</p> <p>(1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。</p> <p>(2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。</p> <p>(3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。</p> <p>(4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。</p> <p>(5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。</p> <p>(6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>2 公契約の解除等</p> <p>市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。</p> <p>(1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。</p> <p>(2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>(3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。</p>

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	<p>津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。</p> <p>また、誓約内容に違反があった場合における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等	<p>本工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、下記のとおり徹底を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。 2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請業者をはじめ、下請業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。 3 工事等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。 4 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。 5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。 6 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。 なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。 7 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、施工条件、施工方法等に変更の必要があると認めるときは、津市工事請負契約約款第19条（設計図書の変更）の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとする。 この場合において必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金の変更の対象とするものとする。

ワンデーレスポンス実施に関する特記仕様書

1. この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議等に対し、発注者は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。
ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
なお、質問・協議等にあたっては、詳細な状況資料等を添えるものとし、内容によっては、根拠資料を揃えた提案を含むものとする。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。

基礎ぐい工事に関する特記仕様書

1 全般

既製杭工については、当基礎ぐい工事に関する特記仕様書によるものとする。
 なお、当基礎ぐい工事に関する特記仕様書は、他の特記仕様書より優先するものとする。

2 適用すべき諸基準

受注者は、下記の基準を適用する。
 国土交通省告示第四百六十八号 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置（平成28年3月4日）

3 施工計画書、施工記録

受注者は、既製杭の施工前に「基礎杭施工計画書」を監督員に提出しなければならない。施工計画書には以下の項目について詳細に記載し、施工にあたりその内容を実際に履行するとともに、杭全数の施工記録を整備および保管しなければならない。

- (1) 納入する杭、その他使用する材料の規格・品質確認の方法
- (2) 材料の現地搬入時における規格・品質・納入数量の確認方法
- (3) 工法の名称、概要、使用材料、適合条件、杭の支持力算定式を示した関連書類
- (4) 地盤の概要や設計支持力に関する事項
- (5) 施工の概要、手順、及び施工順序に関する事項
- (6) 使用する機械設備に関する事項、および当該機械の性能の証明に関する事項
- (7) 機械設備等の配置平面図、側面図
- (8) 各種注入材料の品質、名称、配合量等の配合計画に関する事項、および出典根拠
- (9) 各種注入液の配合設備及び練混ぜ方法に関する事項
- (10) 試験杭等の目的、場所、時期、及び試験結果の反映方法等に関する事項
- (11) 杭打設における施工管理方法に関する事項
 掘削速度や引上げ速度、杭芯ずれ、鉛直度、杭体の保持、杭頭高さ（打止め高さ）、所定深度への到達、球根拡大、杭1本ごとの各種注入液（根固め液、杭周固定液）の注入量の確認方法（流量計等）、杭の沈設、支持層管理（オーガ駆動）電流値の確認方法、その他、各段階における必要な施工管理項目
- (12) 継手の施工管理方法に関する事項
 溶接前の溶接面の有害物除去状況、溶接時の天候、その他必要な施工管理項目
- (13) 各種注入液（根固め液、杭周固定液）の配合や圧縮強度試験等、品質を証明するために必要な試験方法及び頻度等に関する事項
- (14) 施工及び施工管理に関して、技術者及びその他作業人員の配置、役割、チェック体制及び責任の所在
- (15) 取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法
- (16) 上記のほか必要な事項

※ (8)、(9)、(11) から (13) の項目については、各現場に応じて適宜修正を行うこと。

4 不可視部の写真撮影

杭の施工にあたっては、不可視部の確認ができるよう写真管理を適切に行うこと。
 近景、遠景共に、杭やビット、溶接箇所、黒板等に杭番号、その他必要な情報を入れて撮影すること。

5 試験杭

試験杭は、以下のことについて調査・確認を行うこと。

- (1) 地盤に適合した杭長の確認
- (2) 支持層の位置（深度）と土質標本との確認
- (3) 適切な施工機械の確認
- (4) 施工時間の調査による工程の確認
- (5) 各種注入液の適否の調査
- (6) 溶接継ぎ手のパス数や外観検査
- (7) 各作業項目における電流値の変化、土質データとの電流値の相関関係
- (8) 杭の沈設精度の管理方法

※ (5) から (8) の項目については、各現場に応じて適宜修正を行うこと。

6 支持層への到達確認

受注者は、杭全数について支持層への到達を確認すること。なお、確認にあたっては、ボーリングデータ等の土質調査資料、試験杭における各土質とオーガ掘削時の電流値の比較、隣接する施工済み杭の施工記録等により総合的に判断する。

支持層到達の判断が困難となった場合は、監督員と協議すること。

7 施工記録の提出

受注者は、杭の施工期間中は、1週間ごとに、その週に施工した杭の施工記録を取りまとめ、翌週以内に監督員に工事打合せ簿を添付したうえで提出し、確認を受けること。また電流値が記録されたチャート紙等の原本を合わせて提示し、必ず監督員の確認を受けること。

8 根拠資料の保管

共通仕様書、特記仕様書、及びその他基準書等の定めにより作成した施工管理資料の根拠となる資料（野帳、手簿、チャート紙、電子的な記録やプリントアウト紙等）は、受注者において全て適切に管理し、保管しなければならない。保管期間は契約書第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から10年とする。

また、発注者から請求があった場合は、速やかにこれらを提出または提示しなければならない。